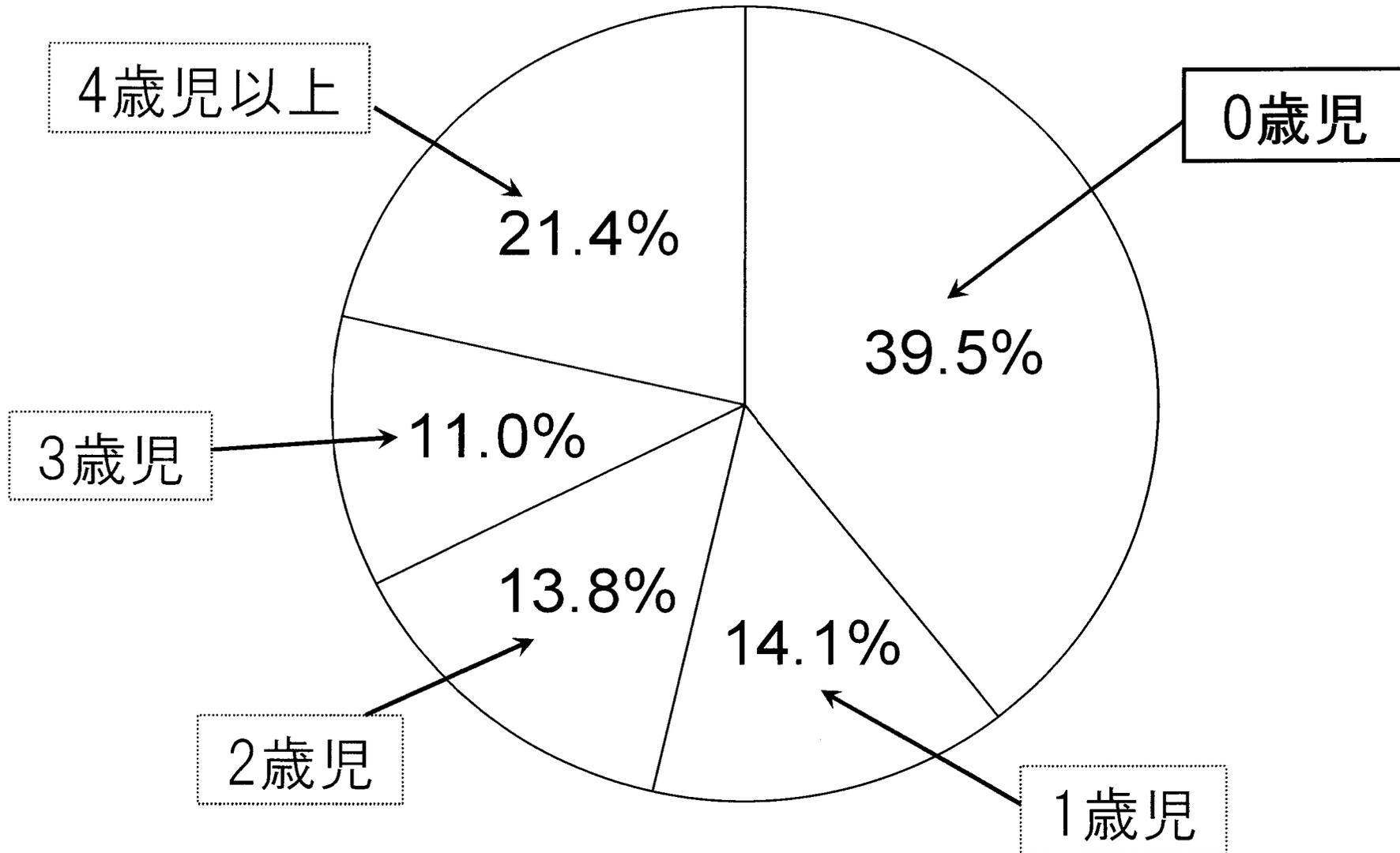


# 早期発見・早期対応

○ 虐待により死亡した子どもの約4割は、0歳児。(H12.11.20～H16.12.31 202件、210人)



# 保 護 ・ 支 援

## ○ 児童養護施設の入所率

86.6% (平成16年3月末)

→ 88.2% (平成17年3月末)

## ○ 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合

53.7% (平成15年度)

→ 62.1% (平成16年度)

# 児童虐待防止対策の具体的な取組み

## 発生予防

### 一般子育て支援(孤立化防止)

- ・つどいの広場、地域子育て支援センターの拡充

### 虐待ハイリスクの家庭の把握・リスク低減(母子保健活動)

- ・健診に心理相談員、保育士の配置
- ・周産期医療施設との連携強化

### 育児支援のための家庭訪問

- ・自ら訴え出ないが過重な育児負担のある家庭を訪問し、育児支援(育児支援家庭訪問事業)

### 虐待問題への理解の醸成

- ・中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ・児童虐待防止推進月間(11月)の推進

## 早期発見・早期対応

### 市町村による相談援助の実施

### 虐待防止ネットワークの法定化

### 児童相談所の体制・機能強化

- ・児童福祉司の配置基準の見直し
- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化

### 児童相談所職員の資格、研修の充実等

- ・専門研修の実施
- ・児童相談所長の研修義務化
- ・児童福祉司の任用要件の見直し(実務経験を要求)

### 専門家による児童虐待等要保護事例の検証

## 保護・支援

### 児童福祉施設等の機能・システムの充実

- ・地域小規模児童養護施設の拡充
- ・心理療法担当職員の配置
- ・個別対応職員の配置
- ・児童福祉施設の年齢要件見直し
- ・里親支援の拡充

### 施設退所後の支援の充実

- ・施設退所児童に生活福祉資金貸付
- ・雇用促進住宅の入所条件緩和
- ・施設の業務として、退所児童に対する相談援助を追加
- ・年長児童を対象とする自立援助ホームの業務に「就業の支援」を明記

### 保護者への指導・支援

- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化
- ・保護者へのカウンセリングに係る知見の集積

○ 虐待の背景は多岐に渡る。福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施していくことが有効。

# 制度見直しの方向性

1. 「発生予防」から「虐待を受けた子どもの自立」に至るまでの切れ目ない支援
2. 待ちの支援から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援へ
3. 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
4. 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取組みの強化

# 最近の児童虐待防止法制の見直し経緯

## (1) 児童虐待防止法の改正（平成16年4月成立 同年10月施行）

### （主な改正内容）

- 児童虐待の定義の見直し（保護者以外の同居人による虐待を放置すること等も対象）
- 国及び地方公共団体の責務の改正
- 児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大（児童虐待を受けたと思われる児童も対象）

## (2) 児童福祉法の改正（平成16年11月成立 平成17年1月以降順次施行）

### （主な改正内容）

- 児童相談に関する体制の充実（児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化）
- 児童福祉施設・里親等の見直し、○保護を要する児童に関する司法関与の強化

## (3) 「子ども・子育て応援プラン」の策定（平成16年12月 少子化社会対策会議決定）

### （主な内容）

- 虐待防止ネットワークを全市町村に設置
- 乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況把握を全市町村で実施

## (4) 法律改正を踏まえた各種指針等の策定・改正

- ・市町村児童家庭相談援助指針（平成17年2月14日）、・児童相談所運営指針の改正（同年2月14日）
- ・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（同年2月25日）、・子ども虐待対応の手引きの改正（同年3月25日）、
- ・子ども自立支援計画ガイドライン（同年4月1日）、・児童虐待等要保護事例検証委員会第1次報告（同年4月28日）

## (5) 児童相談所の児童福祉司の配置基準の見直し（平成17年4月施行）

- ・児童福祉法施行令に定める児童福祉司の1人あたりの標準人口を「おおむね10万から13万」を「おおむね5万から8万」に改正

児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）

## 2. 児童虐待防止法の改正について

- (1) 児童虐待の定義の見直し
- (2) 国及び地方公共団体の責務の改正
- (3) 児童虐待の早期発見等努力義務の改正
- (4) 児童虐待に係る通告義務の改正
- (5) 警察署長に対する援助要請等
- (6) 児童虐待を受けた児童等に対する支援

※ 平成16年4月14日公布

※ 平成16年10月1日施行

## (1) 児童虐待の定義の見直し

- ① 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。
- ② 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。

## (2) 国及び地方公共団体の責務の改正

- ① 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の保護及び自立支援を適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員等関係者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

### (3) 児童虐待の早期発見等努力義務の改正

- 学校の教職員、児童福祉施設の職員等の関係者のみならず、学校、児童福祉施設その他の児童福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと。また、国及び地方公共団体の施策への協力や児童及び保護者に対する児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならないものとする。

### (4) 児童虐待に係る通告義務の改正

- 児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、改正前よりもその範囲を拡大するものとする。
- ※ 虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に虐待があったと思うであろう場合であれば通告義務が生じる。
- ※ 法の趣旨に基づく通告であれば、結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは想定されない。
- ※ 積極的に通告として扱うことが求められる。

## (5) 警察署長に対する援助要請等

- 都道府県知事(児童相談所長)は、児童の安全確認及び安全確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないこと。

## (6) 児童虐待を受けた児童等に対する支援

- 児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定するものとする。

※ 市町村は・・・(略)・・・保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

※ 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

※ 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

## 【参考】次期児童虐待防止法改正に向けた検討(宿題事項)

- 改正児童虐待防止法附則第2条において、児童虐待の防止等に関する以下の制度に関しては、この法律の施行(平成16年10月)後3年以内に、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするとしている。

### (1) 児童の住居又は居所における児童の安全の確認 又は安全の確保を実効的に行うための方策

具体的には……

- ・ 保護者の立ち入り拒否によって子どもを一時保護できない場合、子どもの生命に重大な危機を及ぼすおそれがあると思われる時などに、警察官や児童福祉司が住居に立ち入ることが可能か(憲法第35条が保障する住居の不可侵との関係) など

### (2) 親権の喪失等の制度のあり方

具体的には……

- ・ 子どもが虐待により重傷を負い、緊急に手術を必要とする際に、医療機関がその虐待を行った親から同意を得られない場合、親の親権を一時的に停止することで、医療行為をしやすくすることは可能か など

### (3) その他必要な事項

### 3. 児童福祉法の改正について

- (1) 児童相談に関する体制の充実
- (2) 児童福祉施設、里親等の見直し
- (3) 要保護児童に関する司法関与の見直し

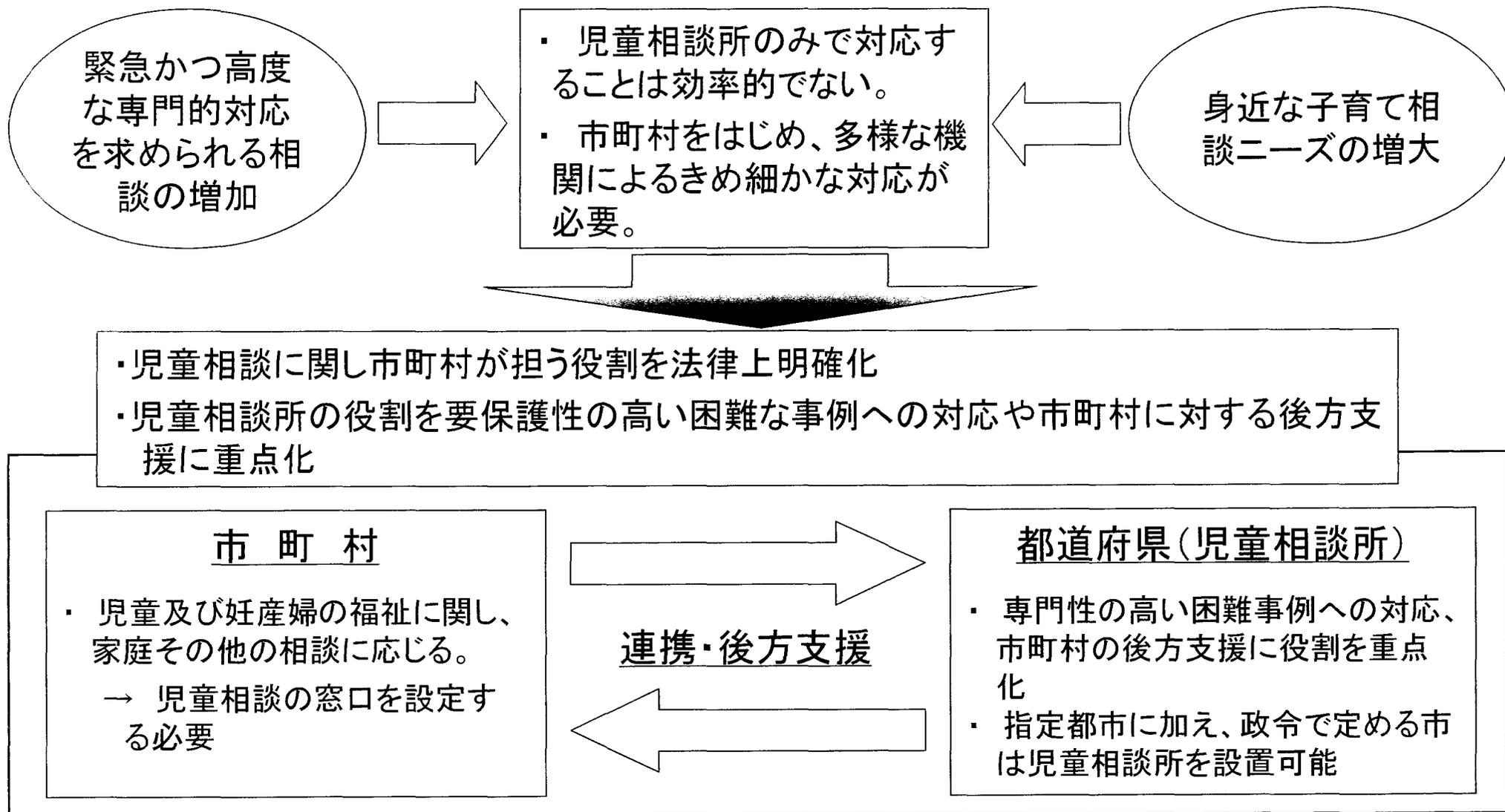
※ 平成16年12月3日公布

※ (1)及び(3)は平成17年4月1日施行

(2)は平成17年1月1日施行

# (1) 児童相談に関する体制の充実

## ① 市町村と都道府県(児童相談所)の役割分担と連携



## 市町村の役割

- 業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加される。  
(あらゆる種類の相談・通告に対応する必要がある。)
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。



- 自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応
- 重篤な事例に関する窓口
- 自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理

具体的には・・・

- ※ 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
- ※ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
- ※ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

## 市町村に求められる対応

- 業務を適正に遂行するために必要な体制の整備に努めるとともに、職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。



### 相談窓口の設置

- ・ 住民への周知は必須
- ・ 複数窓口の設置も可能
- ・ 児童福祉担当課と母子保健担当課がそれぞれ役割を果たしつつ、連携を図っていくことが不可欠

### 必要な体制の整備

- ・ 児童福祉司たる資格を有する職員の配置
- ・ 業務マニュアルの作成 など

### 夜間・休日の対応

- ・ 当直体制の整備に努めることはもちろん
- ・ 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携、輪番制等により担当する
- ・ 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する
- ・ 児童相談所と事前に調整した上で、児童相談所に自動転送することとするなどの手法により対応する。

## 都道府県(児童相談所)の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は都道府県(児童相談所)のみが行行使可能。
- 市町村に対し必要な援助を行う。



- 市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行う。
- 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行う。
- 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う。